

鹿児島工業高等専門学校入学料、授業料の免除及び入学料、授業料の
徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校学則第40条の規定に基づく入学料、授業料の免除及び入学料、授業料の徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する取扱いに関しては、この規程の定めるところによる。

第2章 入学料の免除

第2条 入学料の免除は、学則第40条第1項に定めるもののほか、次に掲げる入学料についても免除することができる。

- (1) 免除又は徴収猶予を申請した者について、徴収を猶予している期間内において死亡したことにより、除籍した者にかかわる未納の入学料
- (2) 免除又は徴収猶予を不許可とした者若しくは半額免除の許可をした者について徴収を猶予している期間内において死亡したことにより、除籍した者にかかわる未納の入学料
- (3) 免除又は徴収猶予を不許可とした者若しくは半額免除の許可をした者であつて、納付すべき入学料を納付しないことにより、除籍した者にかかわる未納の入学料

第3条 入学料の免除は、本人の申請に基づき、選考の上これを行う。

第3章 授業料の免除

第4条 授業料の免除は、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者には、選考の上、その期に納付すべき授業料の全額又は半額についてこれを行う。

2 授業料の納付期限の属する月の前月末日までに休学を許可された者は、授業料の12分の1に相当する額に休学の翌月から復学の前月までの月数を乗じた額を免除する。ただし、休学の開始が月の当初である場合は、休学の月から免除できるものとする。

第5条 前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる授業料についても免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍した者にかかわる未納の授業料
- (2) 授業料の前納期前（入学前一年以内）に学生の学資を負担している者（以下「学資

負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が、風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合は、災害発生の翌期に納付する授業料、ただし、災害発生の時期が当該期の授業料の納付期限前である場合は、当該期の分についても免除することができる。

- (3) 授業料の徴収猶予及び月割分納の許可を受けている者が、願い出により退学した場合は、その翌月以降の授業料
- (4) 授業料、寄宿料の未納を理由として除籍された者にかかわる未納の授業料
- (5) 第2条第3号の場合において、授業料が未納であるときは、その者にかかわる未納の授業料

第6条 授業料免除の範囲は毎年度独立行政法人国立高等専門学校機構の通知による額を超えないものとする。ただし、その額を超えて免除する必要が生じた場合は、超過申請をすることができるものとする。

第4章 入学料の徴収猶予並びに授業料の徴収猶予、月割分納

(徴収猶予等)

第7条 入学料の徴収猶予は、入学料の免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者にかかわる入学料の徴収を猶予する。

2 入学料の免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

3 入学料の徴収猶予の許可をした者にかかわる入学料の徴収期限は、当該入学年度の2月末日とする。

4 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者(第2項により徴収猶予の申請をした者を除く。)については、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、その者にかかわる入学料を徴収する。

第8条 授業料の徴収猶予は、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるものには、選考の上、徴収猶予することがある。

第9条 前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合についても、徴収猶予することができる。

- (1) 行方不明の場合
- (2) 学生又は、学資負担者が、風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合、ただし、災害発生の時期が当該期の授業料の納付期限前である場合は当該期の分について

ても、猶予することがある。

(3) その他やむを得ない事情があると認められた場合

第 10 条 授業料の徴収猶予期間は前学期にあつては9月20日まで、後学期にあつては3月20日までとする（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。）。

（月割分納）

第 11 条 特別の事情がある場合には、月割分納を許可することがある。

2 月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月当月分を末日までに納付するものとする（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。）。ただし、3月分については2月26日までとする（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。）。

（申請の手続）

第 12 条 入学料、授業料の免除、又は授業料徴収猶予（月割分納を含む。）の許可を受けようとする者は、所定の願書（別記様式第1号、第1-2号、第2号、第3号及び第4号）に次の書類を添え、学生主事を経て校長に提出するものとする。

(1) 家庭調書

(2) 第5条第2号、第9条第2号に該当する場合は、被害地区市町村長の被災証明書

(3) 学則第40条第1項の学資負担者が死亡の場合は、校長が定めた書類

（願書の提出期限）

第 13 条 前条の願書は次により提出するものとする。

(1) 入学料免除を受けようとする者は、合格発表の日から起算して10日以内

(2) 授業料の免除、徴収猶予、月割分納の許可を受けようとする者は、前期にあつては4月1日から4月10日まで、後期にあつては10月1日から10月10日まで。

（許可）

第 14 条 入学料、授業料の免除、又は入学料、授業料の徴収猶予の許可は、当該年度限りとする。ただし、次年度において、引き続き授業料の免除、又は徴収猶予の措置を必要とする者には改めて申請させるものとする。

（許可の取り消し）

第 15 条 入学料の免除又は徴収猶予の許可を得た者で許可決定後その申請について虚偽の事実が判明したときは、許可を取り消すものとする。

第 16 条 授業料の免除又は徴収猶予の許可を得た者で許可決定後、次の各号のいずれかに

該当したときは、許可を取り消すものとする。

- (1) 授業料免除又は、徴収猶予の申請について虚偽の事実が判明したとき。
 - (2) その他免除、徴収猶予の事由を失ったとき。
- 2 前項第2号の場合は、免除又は徴収猶予の事由を失った月以降の分について許可を取り消すものとする。

第5章 寄宿料の免除

(寄宿料の免除)

第17条 寄宿料の免除は、次の各号に掲げる寄宿料について、選考の上これを行う。

- (1) 死亡又は、行方不明のため除籍した者にかかわる未納の寄宿料
 - (2) 学生又は、学資負担者が風水害等の災害を受け、学生の申請に基づき校長が納付困難と認めた場合は、災害月の翌月から起算して6ヶ月の範囲内に納付すべき寄宿料
 - (3) 納付すべき入学料を納付しないことにより除籍した者に係る未納の寄宿料
 - (4) 授業料、寄宿料の未納を理由として除籍した者に係る未納の寄宿料
- 2 第2条第3号の場合において寄宿料が未納であるときは、その者にかかわる未納の寄宿料は免除することができる。
- 3 第1項第2号の規定により、許可を受けようとする者は、別紙様式第5号による願書のほか、被害地区市町村長の被災証明書を添え、学生主事を経て校長に提出するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 「様式第4号」を「様式第5号」とし、「様式第3号」を「様式第4号」とし、「様式第2号」を「様式第3号」とし、「様式第1号」を「様式第2号」として、新たに「様式第1号」を加える。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 第7条（授業料免除の適用除外）を削除し、第8条以下を1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、昭和60年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。